



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032

東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST

TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

震災復興税の影響 <源泉徴収税>

昨年 11 月に震災復興財源確保法が成立しました。この法案により税効果会計を適用されている会社では、10%の復興特別法人税が 3 年間課されることとなり、実効税率の変更による繰延税金資産・負債への影響に対応されていると思います。所得税については平成 25 年から適用開始となります。25 年間という長期間にわたり、2.1%の復興特別所得税が課されます。これにより、平成 25 年以降に使用する給与・賞与の源泉徴収税額表は、復興特別税が上乗せされたものとなります。経理担当者においては税額表の適用に注意しなければなりません。給与計算ソフトを適正に更新されていれば、特に問題はないでしょう。しかし、すべての所得に対して 2.1%上乗せですので、報酬等に対する税率、配当等に対する税率、また、金融機関の利子に対する税率も影響を受けそうです。現在の税率から計算すると、平成 25 年 1 月 1 日以降に源泉する場合には、次の税率によります。

報酬・料金等… 10% (100 万円まで) ⇒ 10.21%

上場株の配当… 10% (国税 7%+地方税 3%) ⇒ 10.147% (国税のみに 2.1%上乗せ)

非上場株の配当… 20% ⇒ 20.42% (国税のみに 2.1%上乗せ)

金融機関の利子… 20% (国税 15%+地方税 5%) ⇒ 20.315% (国税のみに 2.1%上乗せ)

これは、源泉税の実務を行っている方にとっては、とてもやっかいです。例えば法人が金融機関から利子を受けるときもこの税率が適用され、利子に対する所得税額控除も、源泉分のうち本税は法人税から、復興増税分は復興増税分から控除するといった計算になります。申告書の提出も、復興特別税は法人税・所得税ともに別の申告書を作成し、提出する必要があります。このように実務には多大な影響がある法案ですので、今後何らかの政策が出されるかもしれませんが、復興増税にはこのような影響も潜んでいる事実をご確認いただければと思います。

「確定申告」とは？

先日、税理士会主催の無料税務相談で「確定申告をしなければならない人は、どういう人ですか？」とのご質問を受けました。義務教育では、「納税の義務」は教わりますが、具体的な所得の考え方や計算方法については触れられません。

では、所得税の確定申告とはどのような制度なのでしょう。確定申告には、確定申告をしなければならない人と、確定申告をできる人（確定申告をすることで有利になる人）がいます。

そもそも、確定申告をしなければならない人とは、何からの方法で収入を得た人が、一定の方法で税金を計算した結果、納めなければならない税金がある人のことです。所得税の計算方法については、一般的には知らない方がほとんどかと思われ。結果として、確定申告をすべきか否かに迷われます。一方、確定申告をできる人とは、住宅借入金等特別控除のように確定申告をしなければ受けられない優遇制度があり、税額軽減や損失繰越等の適用を受けようとする方のことです。所得税確定申告にかかる法律は、所得税法や租税特別措置法に細かく制度が規定されており、例えば居住用住宅を譲渡した場合でも、どの規定の適用を受けるのが最善かは、具体的な資料を拝見して、計算してみなければわからないのが現状です。今まで確定申告には縁のなかった方も、次のような場合にはご相談いただければと思います。

1. 住宅を取得又は譲渡した⇒居住用財産の様々な特例があります
2. 土地や建物、貴重品を譲渡した⇒確定申告が必要となる場合があります
3. 株の配当収入がある、又は株を譲渡した⇒確定申告で有利になる場合があります
4. 生命保険で加入した年金収入がある⇒確定申告が必要となる場合があります
5. 給与の額が 2000 万円を超えた⇒確定申告義務があります
6. 競馬で大当たりをした⇒確定申告が必要となる場合があります